

令和7年10月1日

公 告

海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地における臨時店舗の
設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊第24航空隊司令

1等海佐 山 田 健 一

海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地において、臨時店舗の設置及び
経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 販売品について都道府県知事等の営業許可を得ていること。
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

3 設置期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

（ただし、国有財産使用許可書で示された使用許可期間内とします。）

4 設置場所

徳島県小松島市和田島町字洲端4番3号

海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地内

5 募集期間

令和7年10月3日（金）午前8時30分から同年10月23日（木）
午後4時まで

6 募集内容

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

7 募集要領の配布及び問合せ先

(1) 期 間：令和7年10月3日（金）午前8時30分から同年10月
23日（木）午後4時まで

（ただし、平日午後4時から翌日午前8時30分、午前12
時30分から午後1時30分及び土日祝日を除く。）

(2) その他：配布は郵送、手交により行う。

来隊による手交を希望する場合は、希望日の前日までに下
記の「問合せ先」へ電話により調整をすること。

(3) 問合せ先：〒773-8601

徳島県小松島市和田島町字洲端4番3号

海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地隊厚生班

電話番号：0885-37-2111（内線608）

F A X：0885-37-1138